

(案)

網代浜海水浴場の今後の在り方に関する

意見書

令和8年●月●日

網代浜海水浴場の在り方検討委員会

はじめに

網代浜海水浴場は、網代浜海岸の一部を遊泳区域として開設されており、遠浅で、松林で囲まれた静かな海水浴場として、町民や家族連れでにぎわいをみせている。

しかしながら、海水浴客数は平成13年ころをピークに減少傾向が続いており、令和6年度においては4,183人であった。海水浴客の減少傾向は新潟県全体でも同様にみられており、聖籠町に限った現状ではないことがうかがえる。

一方で、海水浴場の開設には、砂浜の整備や監視員が常駐する連絡所の設置といった開設準備に多額の経費が必要となっており、今後、物価や人件費の高騰が続いた場合にさらに増加することが見込まれる。

このような状況であることから、海水浴場開設にあたっては費用対効果の面が課題となってきており、今後の開設の要否も含めた在り方について方針を打ち出していくことが必要となっている。

本検討委員会では、こうした現状と課題を勘案しつつ、具体的な方向性について、令和7年6月より3回にわたり議論を行ってきた。

議論は、委員それぞれの立場や視点から行われ、網代浜海水浴場の今後の在り方に関する意見の取りまとめを行ったものである。

町が、今後、網代浜海水浴場の開設の要否等を判断する際は、この意見書でまとめた意見に留意し、具体的な取り組みを進められたい。

令和8年●月●日

網代浜海水浴場の在り方検討委員会

目次

はじめに	1
1 検討委員会の概要	3
2 網代浜海水浴場の現状	4
3 網代浜海水浴場に関する今後の在り方	5
参考資料	7
○ 検討の経過	8
○ 検討委員会委員一覧	9
○ 検討委員会設置要綱	10

I 検討委員会の概要

(1) 趣旨

町が例年7月中旬から8月中旬までの約1か月間開設している網代浜海水浴場について、近年、海水浴客数が減少傾向にある中で費用対効果など様々な課題が指摘されていることから、海水浴場開設の要否も含めた今後の在り方について今後の方向性を定めるため、『網代浜海水浴場の在り方検討委員会』を立ち上げて検討を行った。

(2) 委員会の構成

① 委員数

・学識経験者、町立小中学校長、町立幼稚園愛児会の代表、町立小中学校PTAの代表、消防関係者で構成される11名の委員で組織した。

② 委員名簿

・「参考：検討委員会委員一覧」のとおり。

(3) 委員会の開催状況

令和7年6月から令和8年1月までの間に3回開催。

(4) アンケートの実施

網代浜海水浴場の開設に関する様々な意見を聴くため、8月下旬から9月下旬にかけてアンケートを実施。

対象は、幼稚園・保育園・小中学校の保護者及び町民全般であり、それぞれ、「保護者向け」、「一般向け」としてウェブアンケートを実施した。

1. 実施期間（共通）

令和7年8月29日（金）から令和7年9月30日（火）まで

2. 実施方法等

①保護者向けアンケート

【対象者】町内こども園・幼稚園、小中学校の保護者

【回答者数（対象者数）】345人（1,549人※）

【回答率】22.27% ※対象者は家庭数でカウント

②一般向けアンケート

【対象者】全町民

【回答者数（対象者数）】106人（不特定多数※）

【回答率】-

2 網代浜海水浴場の現状

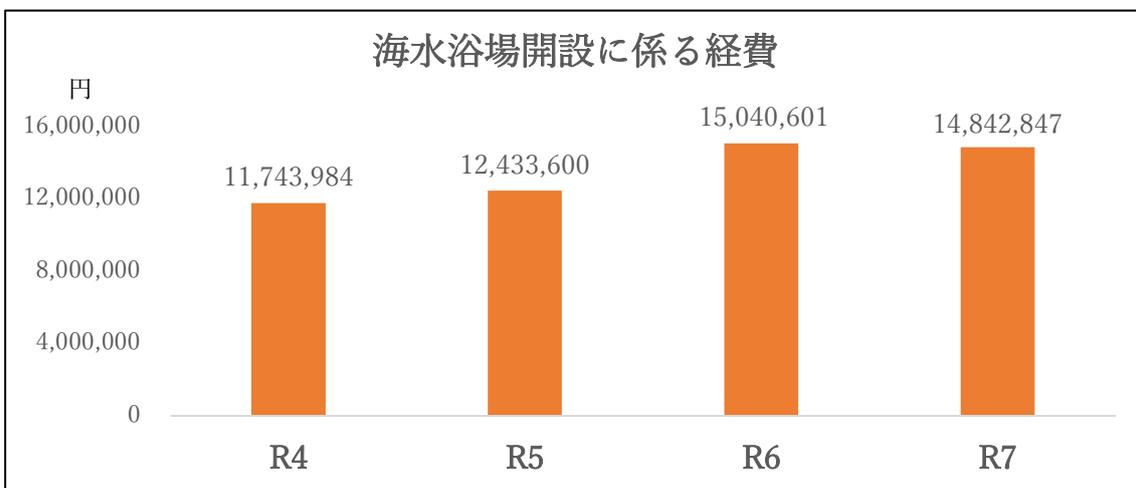
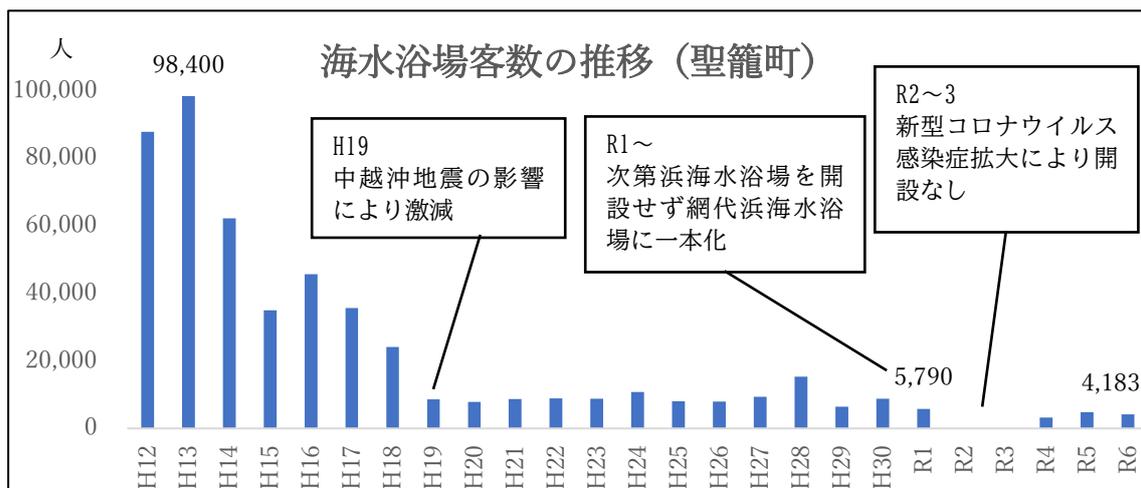
(1) 現状

網代浜海水浴場は、網代浜海岸の一部を遊泳区域として指定し、町が開設している海水浴場で、聖籠町ではこの1か所のみとなっている。開設期間は、7月中旬から8月中旬までの約30日間である。

海水浴客数の推移で見ると、平成13年度の約9万8千人をピークに、コロナ禍前の令和元年度で5,790人、令和6年度は、4,183人となっている。

海水浴場の開設と運営にかかる経費については、砂浜の整備や清掃、遊泳区域指定のための水深調査、監視員の配置など安心・安全に海水浴を楽しんでいただくための様々な対策について配慮する必要があり、令和6年度の実績は約1,500万円となっている。

このように年々、海水浴客が減少していく中で、開設に係る経費は、物価高騰や人件費の増加などの影響から増加傾向にあり、費用対効果などの課題について指摘されている。



3 網代浜海水浴場に関する今後の在り方

(1) 検討の進め方

網代浜海水浴場の今後の在り方について、開設の要否も含め、費用対効果や町が海水浴場を開設することの意義など、主に保護者を対象としたアンケートの結果も加味したうえで検討を行った。

(2) 今後の在り方について

①アンケート結果について

「網代浜海水浴場の利用状況と今後の運営についてのアンケート」において、過去3年間に網代浜海水浴場を利用したことがある方の割合は、約半数であった。

また、利用回数は開設期間中に1回または2回の方がほとんどであることが分かった。

一方で、来年度以降も網代浜海水浴場を開設してほしいと考えている方は、利用していないと回答した方も含めて約7割を占めていることが分かった。

②令和8年度以降の開設の要否について

網代浜海水浴場の入込客数は年々減少してきており、開設に要する経費についても物価高騰や人件費の増加などにより増加傾向にあることから、海水浴場開設による地元経済の活性化等への効果は限定的である。

しかしながら、アンケート結果において、引き続き開設してほしいという意見が多くみられたことを踏まえると、海水浴場を開設することは、町民が求める町民サービスのひとつであるにとらえることもできる。

そのため、本委員会としては、令和8年度以降も引き続き網代浜海水浴場を開設していくべきであると考えている。

③今後も海水浴場を開設していくうえで検討すべき内容

・開設経費の見直し

海水浴場開設にあたっては、開設経費の削減等の見直しが必要である。

ただし、水難事故等の安全安心に対する不安の声もアンケートでは見られたことから、これらの経費の見直しは慎重に行うべきである。

・開設期間の短縮

アンケート結果から、開設期間中の利用回数が1回または2回という方が多いことを踏まえると、開設期間を短縮することも可能であると考えられる。

・アンケートで得られた意見等について検討

今後の持続可能な海水浴場運営にあたっては、アンケートにおいて多く見られた意見などについても検討を行うとともに、今後も利用者に安心して海水浴を楽しんでもらえるよう引き続き周知に努め、適切な開設期間及び経費については十分に検討すること。

【付帯する意見】

- トイレやシャワー等の設備に関する意見に関しては、これらの設備が整った「海のにぎわい館」の認知度が低いことも考えられるため、広報等を通じた周知方法の見直しを検討すること。
- 遊泳可否のお知らせ等がうまく周知できていないというような意見に対して、NPO法人の活用やSNSでの周知の方法なども検討すること。
- せっかく海があるんだからとか、継続してもらいたいという町民の意見に応えるためにも、残せる形にカスタマイズしていく取り組みが必要。
- 町民サービスとして持続可能なものにするために、この海水浴場をどう町民に知らせていくか、町民のリピーターを増やすかという視点が大事である。
- 行政主導ではなかなか難しいと思う。持続可能な聖籠町をつくっていくためには町民を巻き込んで参画につなげられるような取り組みも重要である。
- 海水浴以外の学びの場としての取り組みも面白いと思う。
- 比較的海水浴客の多い場所がどのような取り組みをしているのか等を調査して、より持続性が高まるようにしてもらいたい。

参 考 資 料

- 検討の経過
- 検討委員会委員一覧
- 検討委員会設置要綱

○ 検討の経過

期 日	内 容
令和7年6月27日	第1回検討委員会 ・ 網代浜海水浴場の現状と課題について ・ アンケートについて ・ 今後のスケジュールについて
令和7年8月29日 ～9月30日	・ アンケートの実施
令和7年12月9日	第2回検討委員会 ・ 令和7年度網代浜海水浴場の開設状況について ・ アンケート結果について ・ 網代浜海水浴場の在り方に関する意見の方向性（案）について
令和8年1月●日	第3回検討委員会 ・ 意見書（案）について
令和8年●月●日	・ 町長へ意見書を提出

○ 検討委員会委員一覧

(敬称略)

	氏名	区分	所属等
委員 (会長)	犬飼 直之	第1号委員	長岡技術科学大学 准教授
委員	丹後 直子	第2号委員	聖籠中学校長
委員	内山 谷寿夫	第2号委員	蓮野小学校長
委員	臼井 政之	第2号委員	山倉小学校長
委員	伊藤 健文	第2号委員	亀代小学校長
委員 (会長代理)	佐藤 美幸	第3号委員	せいろう幼稚園 愛児会 副会長
委員	堀 由美	第4号委員	聖籠中学校PTA会長
委員	高澤 樹	第4号委員	蓮野小学校PTA会長
委員	石田 秀太	第4号委員	山倉小学校PTA会長
委員	塚野 納子	第4号委員	亀代小学校PTA副会長
委員	太田 聖一	第5号委員	新発田地域広域消防 聖籠分署長

○ 検討委員会設置要綱

網代浜海水浴場の在り方検討委員会設置要綱(令和7年5月23日告示第67号)

(設置)

第1条 網代浜海水浴場の在り方について検討を行うため、網代浜海水浴場の在り方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 網代浜海水浴場の在り方に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町立小中学校長
- (3) 町立幼稚園愛児会の代表
- (4) 町立小中学校PTAの代表
- (5) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び代理者)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、産業観光課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長

が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。